

「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づく届出制度の改正(案)について

1 改正の趣旨

外国人等による土地取得に係る国の制度が改められることから、外国人等による森林取得の実態を円滑かつ正確に把握するため、「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づく届出制度(徳島県豊かな森林を守る条例施行規則)を改正するものです。

2 改正の内容

(1)届出事項の追加

- ◆ 森林管理重点地域内において、
 - ① 森林の土地の所有権等の移転等を伴う契約を締結しようとする場合、
 - ② 一の者が森林所有者等の財務及び事業の方針の決定を支配することとなった場合、

届出をすべき事項に、譲受人及び当該一の者の国籍等に関する事項を追加するものです。

【施行規則第6条】

3 条例第十八条第一項第六号の規則で定める事項※1は、次に掲げる事項とする。

※1:上記①の届出をすべき事項

<改正(案)>

- 一 土地売買等の契約の当事者の業種及び電話番号並びに譲受人等の国籍等

<現 行 >

- 一 土地売買等の契約の当事者の業種及び電話番号

【施行規則第9条】

3 条例第二十条第一項第五号の規則で定める事項※2は、次に掲げる事項とする。

※2:上記②の届出をすべき事項

<改正(案)>

- 一 略
- 二 条例第二十条第一項に規定する場合の一の者及び森林所有者等の業種並びに当該一の者の国籍等

<現 行 >

- 一 略
- 二 条例第二十条第一項に規定する場合の一の者及び森林所有者等の業種

(2)届出が不要な法人の追加

- ◆ 森林の土地の売買契約を締結しようとする際の知事への届出が不要な法人として、現行の森林整備法人、土地開発公社、独立行政法人等に加え、新たに「森林経営管理法」に基づく、「林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に促進する者として県が公表している法人」※3を加える。

※3:現在、(公社)徳島森林づくり推進機構、森林組合など23事業者を公表済みです

【施行規則第6条】

4 条例第十八条第二項第一号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

<改正(案)>

- 一 森林整備法人
- 二 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)
第十条第一項の規定により設立された土地開発公社
- 三 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する
独立行政法人
- 四 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する
国立大学法人
- 五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する
地方独立行政法人
- 六 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十六条第二項の規定に基づき県が公表している民間事業者(法人に限る。)

<現行>

- 一 森林整備法人
- 二 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)
第十条第一項の規定により設立された土地開発公社
- 三 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する
独立行政法人
- 四 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する
国立大学法人
- 五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する
地方独立行政法人
- 六 (新設)